

パブリックコメントの内容および市の検討結果～公共施設の適正配置等に関する基本計画(素案)～

意見概要	市の検討結果
市民周知・市民参加手続・その他	
157 この計画の内容を市民にもっと知らせることが必要である。	今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、本計画や、そのベースとなっている「公共施設の適正配置に関する基本方針」について、機会を捉えて周知を図ってまいります。
158 基本計画素案について、説明会については市報で知らされたが、パブリックコメントについてはホームページでしか知らされず、市民の意見を求める努力、意識の薄さを感じて残念に思う。	市報にも、パブリックコメントの募集記事を掲載しており、市民説明会のご案内は当該記事の枠内で行ったものです。
159 素案の情報公開は、ホームページ以外でも、説明会に向けて目を通す余裕のある日程で行ってほしい。 説明会前に素案を読むことができるよう日程を配慮すべきだ。 説明会やパブリックコメントについて、市報には2回掲載するなど、市民周知をもっと丁寧にする姿勢がほしい。 市民説明会の告知から開催までの期間が短く、回数も少ない。	今回いただいたご意見も参考としながら、今後とも、市民説明会やパブリックコメントの実施手法の改善に努めてまいります。
160 素案の作成段階から、市民参加条例の精神に基づき、市民の意見聴取を行うべきだった。	本計画素案の作成に当たっては、施設利用状況や各施設所管部署が把握している利用者ニーズ、平成22年度に実施した市民意識調査の結果等を参考としながら、総括的な市民ニーズを意識した課題抽出を行ったところです。今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中では、より個別的な意見も聴取していく考えであり、素案作成段階での対応は適切だったものと認識しています。
161 重点取組期間の経過時点における改訂に際しても、パブリックコメントを実施することを明記してもらいたい。 また、見直しに際して市民説明会を開催すると思うが、今回のように同じ日の昼間と夜間に開催するのではなく、異なる日の昼間と夜間に開催するようにしてもらいたい。加えて、土日祝日に開催することも真摯に検討してほしい。	本計画の改訂に際し再度パブリックコメントを実施すべきかどうかについては、今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、それぞれの事案に適した形で市民意見の聴取等を行っていくこととの関係上、現時点で実施の是非を決定し、計画に記載することは適切でないものと考えています。市民説明会については、今後の開催に当たっては、いただいたご意見も参考としながら、対応を検討してまいります。
162 毎年度策定する実行計画について、策定の都度、市民参加条例が規定する市民参加の手法をとることを明記してほしい。	市民説明会やパブリックコメントといった市民参加については、各分野・事案の具体的な検討を進めていく中で、それぞれ適切な時期に、適切な手法で実施していくことが妥当と認識しております。したがって、本計画の全体的な進行管理を行うために整理する実行計画の策定の都度、市民参加の手法をとることは考えておりません。
163 基本計画の市民委員には、幅広く人材を検討して運営してもらいたい。	今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、何らかの委員会を立ち上げる場合には、いただいたご意見にも配慮してまいります。

意見概要	市の検討結果
<p>164 この計画にあげられた公共施設は、市民の重大関心事であり、利用者にとっては生活の一部である。市民の意見をもっと丁寧にきいてもらいたい。 【3件】</p> <p>それぞれの地域のことをよく考え、説明会を重ね、皆が納得できる計画となるよう努めてもらいたい。 【3件】</p> <p>基本計画は、経過を踏んで、市民の納得を得てから決めるべきだ。</p> <p>住民に最も関係深い公共施設についての適正配置の素案であるからには、十分、きめ細かく、広く市民との話し合い、意見聴取を実現し、合意のもと実現していくことが肝要である。</p> <p>市民活動の援助等により、市民の豊かな生活環境を作っていくことが、もともと市の目標であったはずであり、利用する市民の側の要求や意見を聴きながら取り組むべきであり、早く決められることには反対である。</p> <p>このような重大な計画案は、十分市民の声を聴き、意見・要望を取り入れて計画決定すべきであり、市民への説明責任が不十分ではないか。</p> <p>市民が直接利用している公共施設の変更については、公民館ごとでもきちんと宣伝し、市からの問題提起と同時に、市民の声を聞く会を持つことは最低限の市の責任である。</p> <p>内容が広範にわたるため、総括的な意見交換だけでなく、分野・地域を区分した検討会を開催してもらいたい。 【2件】</p> <p>この計画により見直しの対象となる施設ごとに、利用者説明会と地域説明会とを行ってほしい。 地域説明会の開催については、ポスティング等も行い、情報が広く伝わるような周知方法としてほしい。</p> <p>市民ニーズに基づく立案とするため、検討会で実質的な討議をしてほしい。</p> <p>市民生活に深く関わるこのような素案について、パブリックコメントを求めるだけでなく、関係する市民団体や不利益を被る可能性のある地域に行政が入っていき、意見聴取を行うべきである。</p>	<p>本計画は、第1章「計画の位置づけ」に記載のとおり「公共施設の適正配置に向けた今後の全体的な取組の骨格をまとめたもの」であり、個別具体的な詳細検討は、今後、分野・事案ごとに行っていく考えです。今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、それぞれの事案に適した形で、対象施設の利用者や周辺住民等への説明や意見聴取を適切に行ってまいります。</p>
<p>165 市民がこの町に住むことを誇りに思えるように、開かれた民主的な市政であってほしい。そのためには、市民に市財政の問題も含めて考えてもらい、積極的に市職員と共に歩む市民が一人でも多くなるよう、いくつかの分野に分けて話し合いの機会を持ってもらいたい。</p>	<p>今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、ご指摘の趣旨を踏まえ、説明会等の機会を捉えて、市財政の問題も含めて市民の皆様にお伝えし、ともに考えていただけるよう努めてまいります。</p>
<p>166 それぞれの施設に関係する団体や利用者を対象に、素案に対する意見を募る機会を設けてもらいたい。また、当然のことだが、社会教育施設については、社会教育委員の会議に、教育関係施設は教育委員会にかけけることを改めて要望する。</p>	<p>今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、関係諸機関の適切な関与を得ながら具体案のとりまとめをしてまいります。</p>
<p>167 市民の意見を述べる期間が1か月程度では余りにも短い、各項目ごとに、もっとじっくり意見を聞いてほしい。 【2件】</p>	<p>本計画の内容については、本計画策定後にも、個別課題の具体的な検討の中で、市民意見の聴取等を行っていくことから、本計画策定に際してのパブリックコメント募集期間は1か月程度で適当と判断しております。</p>

意見概要	市の検討結果
168 同時期にパブリックコメントに付された「西東京市文化芸術振興計画(素案)」との関連で、市がパブリックコメント制度を市民参加の有効な手段として機能させるつもりがあるのか疑問がある。両計画素案がパブリックコメントに至るまでの手順を明らかにしながら、見解を示してほしい。	公共施設の適正配置については、平成23年7月に庁内の公共施設等活用検討委員会において骨子案を確認した段階で「平成23年8月に素案をまとめ、議会説明を行った上で、速やかにパブリックコメントに付す」との方向性を確認し、実際に8月16日に庁内の行財政改革推進本部において本計画素案を決定し、8月18日に議会説明を行った後、8月23日からパブリックコメントを実施いたしました。一方、「西東京市文化芸術振興計画(素案)」は、市民委員による西東京市文化芸術振興推進委員会からの提言(平成23年3月)における基本的な考え方を踏まえて庁内調整を図りながら作成したもので、7月14日の庁内検討委員会で合意を得て決定した後、8月1日からパブリックコメントを実施いたしました。両計画の策定作業は別々の部署で進行していますが、パブリックコメントが有効な市民参加の手段として機能するよう、素案段階での整合性の確保を図ってきたほか、パブリックコメントで寄せられた意見等の情報共有も行っています。
169 パブリックコメントで寄せられた意見について、市ホームページや情報公開コーナーでは、全文を公表してもらいたい。	パブリックコメントの原文には、特定の個人や団体に関する記載があるものも見受けられ、意見提出者や記載された個人・団体が、その公開を了承しているかを確認することが困難であるという課題があります。また、市民にとって読み易く簡潔な内容に整理して公表することは、適当な対応であると考えており、全文の公表は控えさせていただきます。
170 パブリックコメントの結果公表時期について「11月頃」となっているが、余り幅があり過ぎる。	本計画のパブリックコメントについては、これまで他の案件で実施してきたものより多くの意見が寄せられることも予想され、コメント内容が想定を超えて多岐にわたる場合にも十分に適切な検討を行うことができるよう、必要な検討期間を確保する観点から、あらかじめ幅をもった時期設定としたものです。
171 市民参加条例施行規則第15条は、原案及びこれに関する資料を事前に公表すると定めているが、以下の3資料に関し、容易に閲覧可能な状態になっていなかった理由と、今後の対応策を示してほしい。 22年3月策定の「公共施設の適正配置に関する基本方針」：8月31日までは本素案のパブリックコメントの周知ページからリンクされていなかった。 16年3月策定の「公共施設適正配置基本計画」：未だに市のホームページで閲覧できない。 「地域経営戦略プラン2010」：市ホームページをかなり意識して探さないと、資料にたどり着けない。	「公共施設の適正配置に関する基本方針」については、当初「トピックス」の市民説明会開催案内ページ(開催後に削除)に貼付しており、これをもって対応済と誤認する等の手続上の混乱が生じ、ご指摘の事態に至りました。今後はこのようなことのないよう注意してまいります。 「公共施設適正配置計画」については、以前から情報公開コーナーでの公開はしていましたが、より多くの方が容易に閲覧できるよう、市ホームページにも掲載しておく方が好ましいことは、ご指摘のとおりです。この検討結果の公表とあわせて掲載します。 「地域経営戦略プラン2010」については、一般検索エンジンや市ホームページ内検索により容易に掲載ページに到達でき、また、現在の掲載分類が適当と考えていることから、現時点では何らかの対応を行う考えはありません。
172 パブリックコメントの募集期間が短く、字数も少ないのでは、実績づくりのための形式的な対応としか考えられない。	パブリックコメントに字数制限はありません。ホームページ上のアンケート回答フォームでは、1回に入力できる文字数に限界はあるものの、ご意見が制限文字数を超える場合には、複数回に分けて送信いただく等の対応が必要な旨、入力欄下部に注記を付しております。
173 箱モノは後回しにしても良いので、何が一番大切かを考えてほしい。	他の施策・事業の実施・推進のための財源確保の観点からも、公共施設の改修・更新や維持管理に要するコストの抑制を図ることが必要と考えています。
174 各分野において、将来展望や基礎資料を提示してもらいたい。	今後、本計画に基づき、個別課題の具体的な検討を進めていく中で、対応していく考えです。
175 統廃合と称して立派な施設を作っているが、利用者の立場に立っていない設計となっているものが多々見られることは残念である。	今後、本計画に基づき、施設の建替え・新設を行うに当たり、これまでに整備してきた施設の評価・検証を行って、課題があると判断した部分については着実に改善されるよう努めてまいります。
176 適正配置と称して公共施設の統廃合を計画していると聞いたが、市民への裏切りとも言うべき行為である。どの政党のどの議員がこのようなことを画策しているのか公表してほしい。	公共施設の適正配置は、現在の施設をすべて維持したままで改修・更新需要に対応していくことは財政的に困難であることから、施設の改修・更新および維持管理に要する総コスト抑制の必要性に迫られて、取組を進めている課題です。限りある財源の中で、将来世代に過度な負担を積み残すことなく、適切な行財政運営に努めていくことは、市民に対して行政が負う重要な責務であるとの認識のもと、行政が主体的に計画策定を進めてきたものであり、お考えのような特定の政党・議員の画策によるものではありません。
177 他の様々な分野における既定の行政計画の中で、本計画素案との関係で変更が迫られる事例はあるか。ある場合は、計画名称・計画策定年月・変更内容およびその理由を明らかにするとともに、その変更に係る手続はどのような手順になるか、その手順の中で市民参加の手法は組み込まれているか、具体的に示してほしい。	本計画素案は、事務局である企画部門と各施設所管部門とが連携・調整しながらまとめたものであり、他の計画等との整合性も確認して策定しております。
178 囑託職員が関わっている施設では、民間委託された施設より、非常に対応や態度が悪い。	ご指摘の趣旨は、庁内に周知いたします。今後とも、市民の皆様にご利用いただけるよう、職員等の意識の面も含めて、配慮してまいります。